財政健全化判断比率等について (平成24年度決算)

1 健全化判断比率

平成24年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下記のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

しかし、各比率を前年度との比較で見ると、将来負担比率では好転しているものの、実質公債費比率では 市の借金返済額が前年度より増えたことで比率が若干上昇しております。市税収入の減少や企業会計の健全 化に向けた一般会計からの補助金の支出などもあり、依然、自由に使えるお金はわずかしかないことから、 今後も一層の財政健全化への取組みに努めてまいります。

(単位:%)

	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_		_	11. 27	20. 00
連結実質赤字比率	_	_	_	16. 27	30. 00
実質公債費比率	12. 0	11. 8	0. 2	25. 0	35. 0
将来負担比率	158. 4	166. 5	Δ 8. 1	350. 0	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率が算定されない場合は「一」で表示

〇標準財政規模(臨時財政対策債を含む)

1年間の市税、地方交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で、各地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

平成24年度は、地方交付税の増等により、前年度と比較すると約1億4千万円増加しています。

(単位:千円)

_			\ \ \ \— \ \ \ \ \ _
	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
標準財政規模	48,926,090	48,789,575	136,515

(1) 実質赤字比率の状況

【24】なし 【23】なし

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

一般会計、動物園事業会計を合わせて、黒字決算のため該当となりません。なお、各会計の実質 収支の額は表①の一般会計等をご覧ください。

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率= ―――― 標準財政規模

(2) 連結実質赤字比率の状況 【24】なし 【23】なし

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

全会計を合わせて、黒字決算のため該当となりません。

表①に会計ごとの数値を記載していますが、市設魚揚場事業で資金不足を生じております。なお、下水道事業では、実質的な資金不足額約73億1千万円の全額が解消可能資金不足額として、資金不足額から控除されています。

当市では、市設魚揚場事業会計において、多額の不良債務を抱えていることから、平成21年度に「経営健全化計画」を策定しており、企業会計が独自に経営健全化に取り組むとともに、一般会計からも一定の支援を行いながら、市をあげて財政の健全化に取り組んでいます。なお、同じく平成21年度に「経営健全化計画」を策定した公設地方卸売市場事業会計については、計画最終年度である平成24年度に資金不足を解消しております。

一般会計等 (単位:千円)

会 計 名	実 質 収 支 額			
五前右	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	
一般	64,610	173,136	△ 108,526	
動物園事業	7,069	6,736	333	
計 (A)	71,679	179,872	Δ 108,193	

特別会計 (単位:千円)

n (+E:11				
会 計 名	実 質 収 支 額			
云 il 石	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	
国民健康保険	193,899	238,783	△ 44,884	
国民健康保険音別診療所事業	1	0	1	
後期高齢者医療	42,794	35,310	7,484	
介護保険	154,071	37,852	116,219	
駐車場事業	0	0	0	
計 (B)	390,765	311,945	78,820	

企業会計(法非適用含む)

(単位:千円)

	(丰區: 111)_				
会 計 名	資金不足•剰余額				
	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減		
病院事業	1,024,416	504,602	519,814		
水道事業	2,445,307	2,035,958	409,349		
工業用水道事業	187,371	163,306	24,065		
下水道事業	0	0	0		
公設地方卸売市場事業	18,011	△ 71,239	89,250		
市設魚揚場事業	△ 1,763,544	△ 2,065,611	302,067		
港湾整備事業	0	0	0		
農業用簡易水道事業	570	0	570		
計 (C)	1,912,131	567,016	1,345,115		

※農業用簡易水道事業は、法非適用企業会計

(単位:千円)

連結収支の状況 (A+B+C)	2,374,575	1,058,833	1,315,742
--------------------	-----------	-----------	-----------

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的な資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

連結実質赤字比率=	連結実質赤字額			
	標準財政規模			

(主な増減理由)

一般会計において実質収支額が減少したものの、病院事業、水道事業会計における剰余額の増加、市設 魚揚場事業会計における資金不足の圧縮等により昨年度に引き続き黒字となっています。

(3) 実質公債費比率の状況 【24】12.0% 【23】11.8% ※比率は、3カ年平均で算出されます。

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の 許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

比率は早期健全化基準を下回っていますが、今後も建設事業に充てるために借入れる地方債は「返す 以上に借りない」という方針のもとに、公債費の抑制に努めてまいります。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)-

実質公債費比率= -

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模一元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

(主な増減理由)

平成24年度において、地方債の元利償還金の一般財源が約8億4千万円増加したことにより、単年度の比率が1.2ポイント悪化し、平成22~24年度の3カ年平均でも、0.2ポイント悪化しています。

(単位:千円)

項目	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
地方債の元利償還金	13,229,030	12,619,111	609,919
特定財源	2,354,167	2,588,447	△ 234,280
差引(元利償還金の一般財源)	10,874,863	10,030,664	844,199

(4) 将来負担比率の状況 【24】158.4% 【23】166.5%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来 財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この比率を算定するに当たっての将来負担額に は、一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債 費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額、地方公社の負債額や第 三セクター等のために債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含ま れることとされています。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う可能性があることから、今後の財政運営が 圧迫される可能性が高くなります。

表②にそれぞれ項目ごとの平成25年度以降の負担額を記載しています。比率は早期健全化基準を下回っており、全ての項目において前年度と比較し負担額が減少しております。

表② 将来負担額の状況

(単位:千円)

			\ _	
項目	負担額			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	
一般会計等の前年度末における地方債現在高	128,087,294	130,457,589	△ 2,370,295	
債務負担行為に基づく支出予定額	1,684,146	1,982,822	△ 298,676	
公営企業債等繰入見込額	23,391,425	24,082,383	△ 690,958	
組合負担等見込額	2,591,169	2,899,115	△ 307,946	
退職手当負担見込額	15,424,540	16,315,992	△ 891,452	
連結実質赤字額	_	_	_	
設立法人の負債額等のうち一般会計等の負担見込額	4,800	9,227	△ 4,427	
内 釧路河畔開発公社	_	2, 827	△2, 827	
訳 北斗霊園	4, 800	6, 400	△1, 600	
合 計	171,183,374	175,747,128	△ 4,563,754	

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源+地方債残高等に係る基準財政需要額算入額)

将来負担比率= -

標準財政規模一元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

(主な増減理由)

一般会計等の前年度末における地方債現在高の減少などにより、将来負担額が約45億6千万円減少した

ことから、前年度と比較すると比率が8.1ポイント好転しています。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとに算出するもので、一般会計での実質赤字額に相当する資金不足額の、事業の規模(営業収益の額 - 受託工事収益の額)に対する比率です。

市設魚揚場事業で、2,448.0%と経営健全化基準を上回る比率となっております。

なお、市設魚揚場事業につきましては、平成21年度に策定した「経営健全化計画」に基づき、資金不足 の確実な解消に努めてまいります。

(単位:%)

会 計 名	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減	経営健全化基準
病院事業	_		_	
水道事業	_	_		
工業用水道事業	_	_		
下水道事業	_		_	
公設地方卸売市場事業	_	113. 9	Δ 113. 9	20. 0
市設魚揚場事業	2, 448. 0	2, 503. 2	△ 55. 2	
港湾整備事業	_	_	_	
農業用簡易水道事業	_	_		

※資金不足比率が算定されない場合は「一」で表示

次会エロレ玄ニ	資金の不足額		
資金不足比率=	事業の規模		

(主な増減理由)

市設魚揚場事業は、経費の削減や一般会計からの支援等により資金不足が圧縮され、比率は好転しています。

(単位:千円)

△ ₹ ₽		資金不足額		事業の規模		
会 計 名 平成 24		平成 23 年度	増 減	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
公設地方卸売市場事業	_	△71,239	71,239	62,798	62,508	290
市設魚揚場事業	△1,763,544	△2,065,611	302,067	72,038	82,517	△10,479